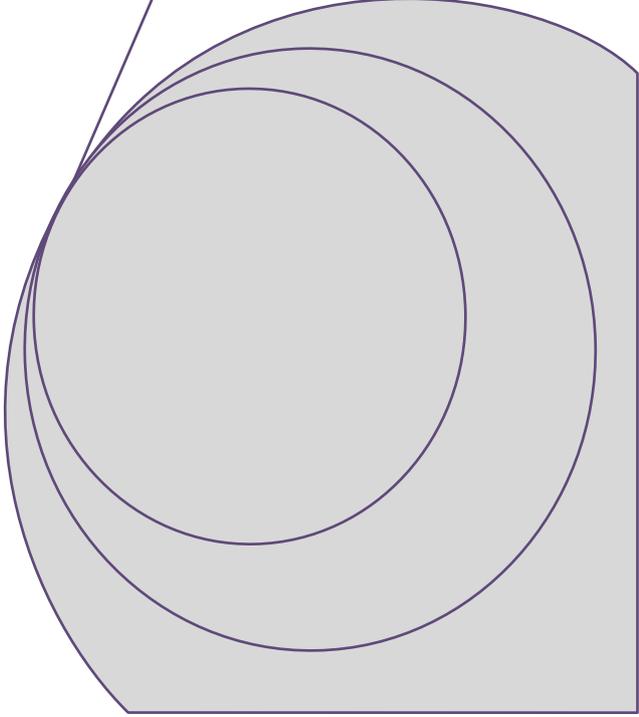


## 資料編

- 第五次高鍋町総合計画後期基本計画策定の経過概要
  - 高鍋町総合計画後期基本計画について（諮問）
  - 高鍋町総合計画後期基本計画について（答申）
  - 高鍋町総合計画審議会条例
  - 高鍋町総合計画審議会委員
  - 高鍋町総合計画推進本部設置要綱
  - 高鍋町総合計画後期基本計画策定のための町民意識調査結果概要
- 



○第五次高鍋町総合計画後期基本計画策定の経過概要

年	月	日	実施項目	内容
25	6	3	高鍋町総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム（以下「PT会議」という。）の設置	高鍋町総合計画後期基本計画を策定するため各課課長補佐で組織
	6	25	第1回PT会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PT会議の設置趣旨・概要</li> <li>・高鍋町総合計画後期基本計画策定方針</li> <li>・前期基本計画の成果及び課題の抽出</li> </ul>
	7	9	高鍋町総合計画後期基本計画策定のための町民意識調査及び将来人口推計業務委託契約	委託会社：（株）地域経済研究所
	7	30	第2回PT会議	前期基本計画の成果と課題の抽出
	8	20	第3回PT会議	前期基本計画の成果と課題の抽出
	9	3	第4回PT会議	前期基本計画の成果と課題の抽出
	9	5	第5回PT会議	前期基本計画の成果と課題の抽出
	9	10	第6回PT会議	前期基本計画の成果と課題の抽出
	9		町民意識調査の実施	9/13～9/24 回収率：35.8%
	9	19	第7回PT会議	前期基本計画の成果と課題の抽出
	10	4	第1回高鍋町総合計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次高鍋町総合計画後期基本計画策定方針について</li> <li>・前期計画の成果及び課題について</li> <li>・後期基本計画策定のポイントについて</li> </ul>
	10	18	第1回高鍋町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱・諮問（町長→審議会会長）</li> <li>・第五次高鍋町総合計画後期基本計画の策定方針について</li> <li>・前期計画の成果及び課題について</li> <li>・後期基本計画策定のポイントについて</li> </ul>
	11	6	第8回PT会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策体系表の作成</li> <li>・後期基本計画の全体像</li> <li>・町民意識調査結果概要</li> </ul>
	11	12	第9回PT会議	施策体系表の作成

年	月	日	実施項目	内容
25	11	27	第10回PT会議	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)の検討
	12	2	第2回高鍋町総合計画推進本部会議	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)について(総論・基本構想・重点施策)
	12	5	第2回高鍋町総合計画審議会	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)について(総論・基本構想・重点施策)
26	1	16	第11回PT会議	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)の検討
	1	31	第12回PT会議	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)の検討
	2	5	第13回PT会議	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)の検討
	2	7	第14回PT会議	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)の検討
	2	13	第3回高鍋町総合計画推進本部会議	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)について(全体)
	2	17	第3回高鍋町総合計画審議会	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)について(全体)
	2	21	第五次高鍋町総合計画後期基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施	実施期間：2/21～3/7 意見なし
	3	10	第五次高鍋町総合計画後期基本計画の答申	審議会会長 → 町長

○高鍋町総合計画後期基本計画について（諮問）

高政－ 8 1 1

平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日

高鍋町総合計画審議会会長 殿

高鍋町長 小 澤 浩 一

高鍋町総合計画後期基本計画について（諮問）

高鍋町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

【諮問事項】

第五次高鍋町総合計画後期基本計画の策定について

○高鍋町総合計画後期基本計画について（答申）

平成26年 3月10日

高鍋町長 小澤浩一 殿

高鍋町総合計画審議会  
会長 北川義男

高鍋町総合計画後期基本計画について（答申）

平成25年10月18日付高政－811で諮問のありました第五次高鍋町総合計画後期基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、後期基本計画（案）を別冊のとおり策定しましたので答申いたします。

町においては、後期基本計画に掲げる「たかなべ未来創造プロジェクト」を中心とした施策に積極的に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や国の動向等を適切に把握し、常に計画の進捗状況の把握を行い、町の将来像『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』を実現されますよう要望いたします。

また、計画の推進にあたっては、下記の意見に留意され、今後の行財政運営の中で、十分生かされますよう希望いたします。

記

1. 基本計画及び重点プロジェクトの推進においては、町民や事業者等の役割も重要であることから、本計画の内容を町民等に分かりやすく周知するとともに、積極的に町民等との連携を図ること。
2. 本計画の実効性を確保するため、PDCAサイクルによる基本計画及び重点プロジェクトの進捗状況の把握と評価に基づき、着実な進行管理を行うこと。
3. 本計画の推進にあたっては、庁内の協力体制の充実を図り、効率的・効果的に施策を推進すること。
4. 25年先、50年先を見据えたまちづくりを進める上で、有効な地域資源の一つとして住民の「人間力」があります。後期基本計画期間内は、次期総合計画に向け、「人間力」を意識し、積極的に活用する体制づくりを進めていくことが重要です。そのためにも、住民の意見を積極的に活用し、それぞれの意見を共有・活用できるシステムの構築を検討されること。

## ○高鍋町総合計画審議会条例

昭和 45 年 6 月 18 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、高鍋町の総合計画を審議するため高鍋町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、高鍋町総合計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行う。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、任命後の最初の招集は町長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 8 月 1 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 24 日条例第 14 号）抄

1 この条例は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日条例第 18 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○高鍋町総合計画審議会委員（18人）

任期：平成25年10月1日～平成26年3月31日

◆農業及び商工業関係の代表（5人）

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| ・児湯農業協同組合 理事    | 中 村 司                    |
| ・高鍋町認定農業者協議会 会長 | 長谷部 将 一                  |
| ・高鍋商工会議所 会頭     | 増 田 秀 文                  |
|                 | (黒 木 敏 之 : H25.10.31 まで) |
| ・高鍋商工会議所青年部 部長  | 関 康 仁                    |
| ・高鍋町商店街連合会 会長   | 福 岡 直 樹                  |

◆教育関係機関の代表（2人）

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・高鍋町教育委員会 教育委員  | 杉 田 淳 子 |
| ・高鍋町社会教育委員 代表委員 | 荻 原 晴 朗 |

◆学識経験者（3人）

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ・宮崎県児湯農林振興局 次長（技術担当） | 甲 斐 康 真      |
| ・宮崎県高鍋土木事務所 管理担当主幹   | 黒 木 成一郎      |
| ・南九州大学 教授            | 川 信 修 治【副会長】 |

◆住民代表（7人）

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ・高鍋町地域婦人連絡協議会 会長     | 原 田 桂 子 |
| ・高鍋商工会議所女性会 副会長      | 米 田 礼 子 |
| ・児湯農業協同組合高鍋支部女性部     | 小 泉 斉 子 |
| ・高鍋町社会福祉協議会 総務課長     | 小 泉 達 成 |
| ・高鍋町民生委員・児童委員協議会     | 黒 岩 悦 子 |
| ・高鍋町高齢者クラブ連合会 会長     | 飛 田 博 温 |
| ・高鍋町自治公民館連絡協議会 書記・会計 | 梅 木 實 雄 |

◆公募委員（1人）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ・元南九州大学 教授 | 北 川 義 男【会長】 |
|------------|-------------|

## ○高鍋町総合計画推進本部設置要綱

平成 19 年 11 月 30 日

訓令第 31 号

### (設置)

第 1 条 高鍋町総合計画（以下「総合計画」という。）の推進を図るため、高鍋町総合計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他総合計画に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各課長及び各事務局長をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (庶務)

第 6 条 本部の庶務は、政策推進課において処理する。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

#### (高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱（平成 18 年訓令第 19 号）は、廃止する。

#### 附 則（平成 21 年 1 月 8 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## ○高鍋町総合計画後期基本計画策定のための町民意識調査結果概要

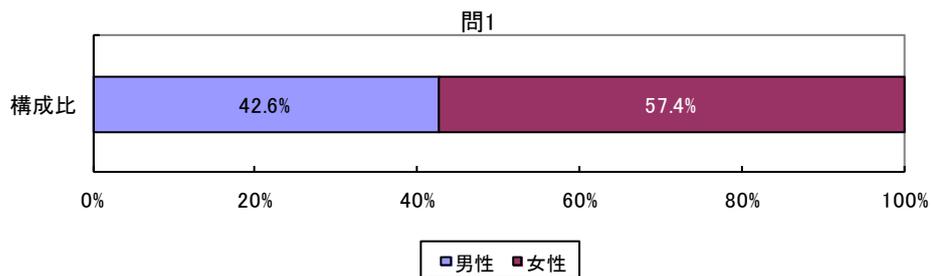
### 調査対象

町内に居住する 20 歳以上の男女 2,000 名  
回収率 35.8% (回答数 715)

### 回答者の属性

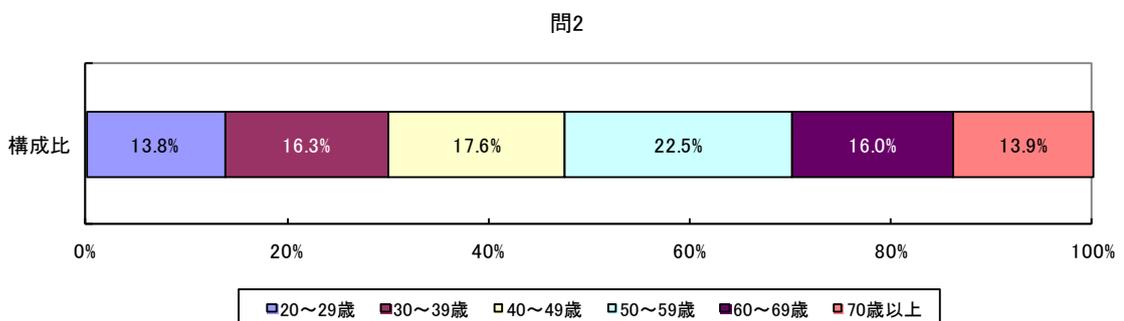
#### 問 1 性別について

回答者のうち男性は 42.6%、女性は 57.4%となっている。



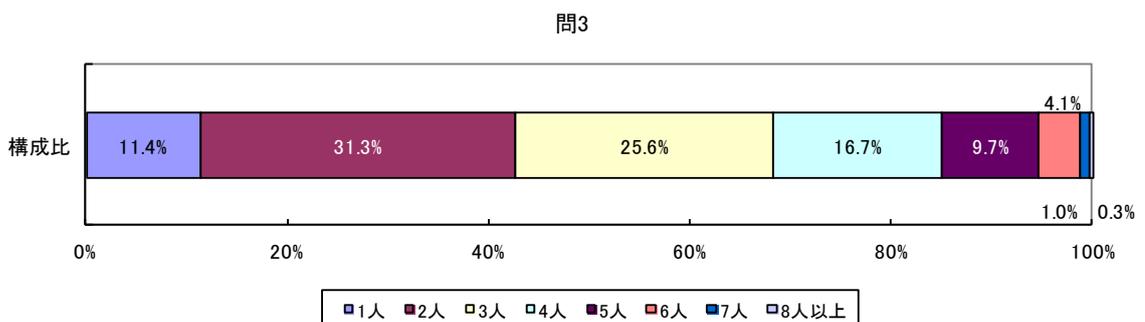
#### 問 2 年齢について

50 歳代の割合が最も高く 22.5%、次いで 40 歳代が 17.6%となっている。



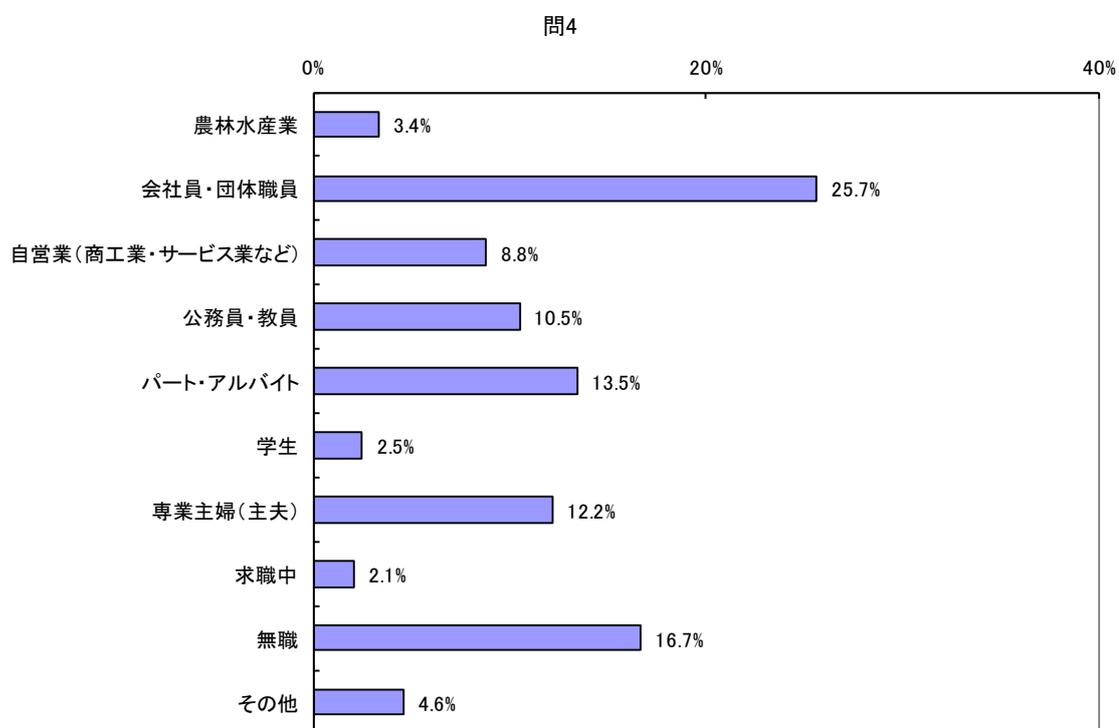
#### 問 3 同居家族人数について

同居家族の人数については、2 人の割合が 31.3%と最も高くなっており、次いで、3 人が 25.6%、4 人が 16.7%、1 人が 11.4%となっている。



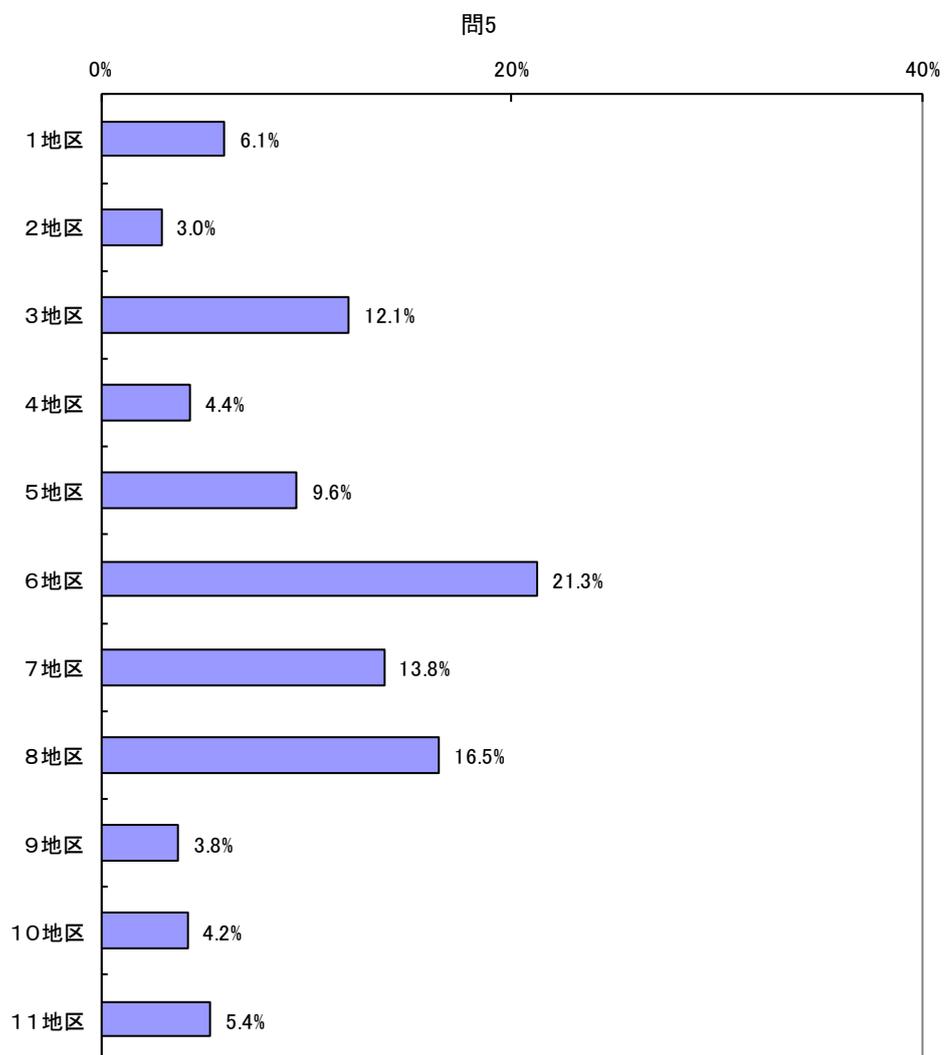
#### 問4 職業について

「会社員・団体職員」(25.7%)の割合が最も高く、次いで「無職」(16.7%)、「パート・アルバイト」(13.5%)となっている。



### 問5 住んでいる地区について

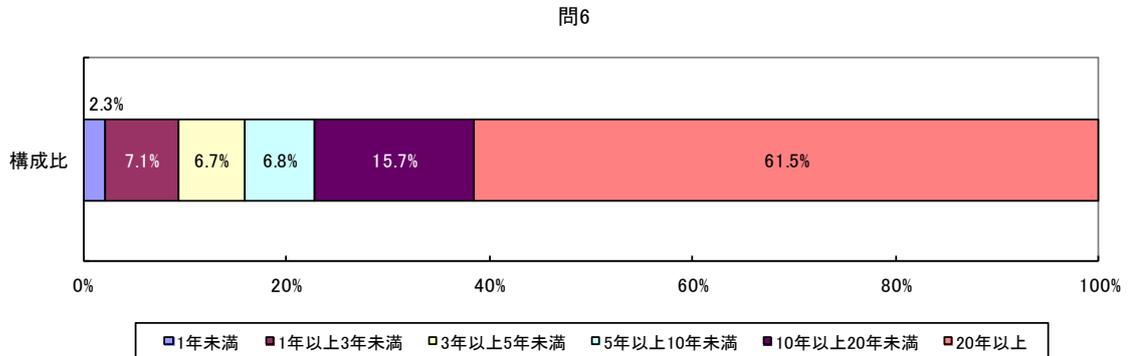
6地区の割合が21.3%と最も高くなっており、次いで、8地区が16.5%となっている。



## 「高鍋町での生活」について

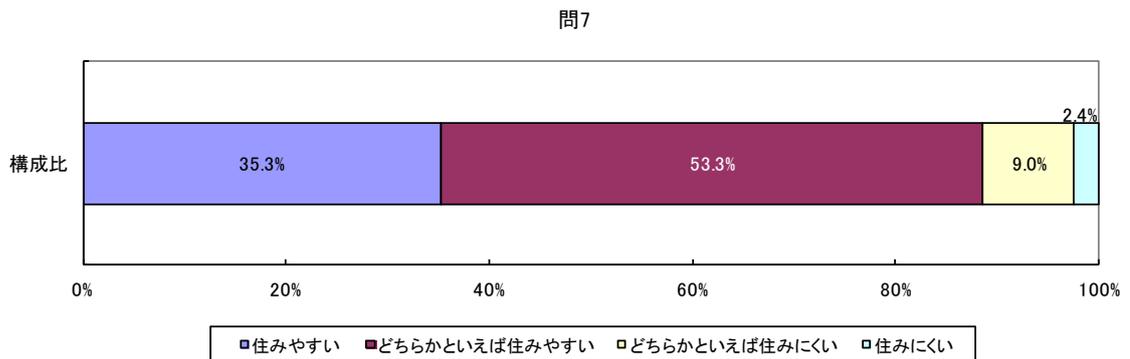
### 問6 高鍋町での居住年数

20年以上が61.5%と割合が最も高く、次いで10年以上20年未満が15.7%となっている。



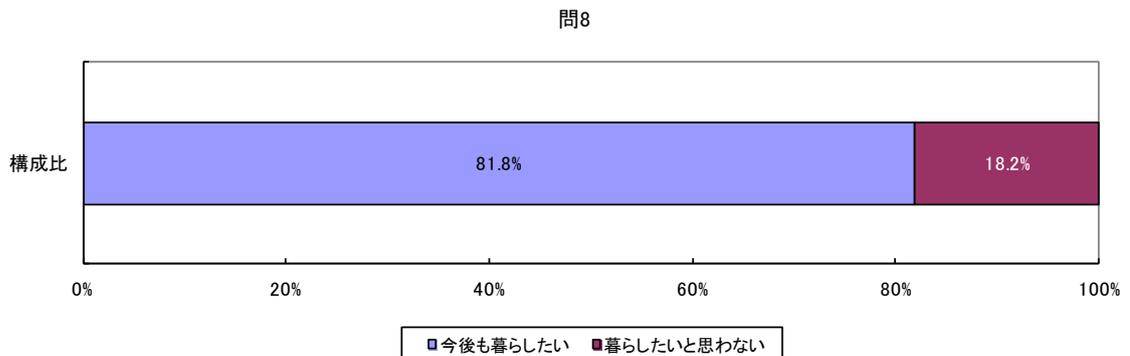
### 問7 高鍋町の住みごちについて

どちらかといえば住みやすいは53.3%と、半数近くを占めており、住みやすいは、35.3%となっている。一方、どちらかといえば住みにくいのは9.0%、住みにくいは2.4%となっている。



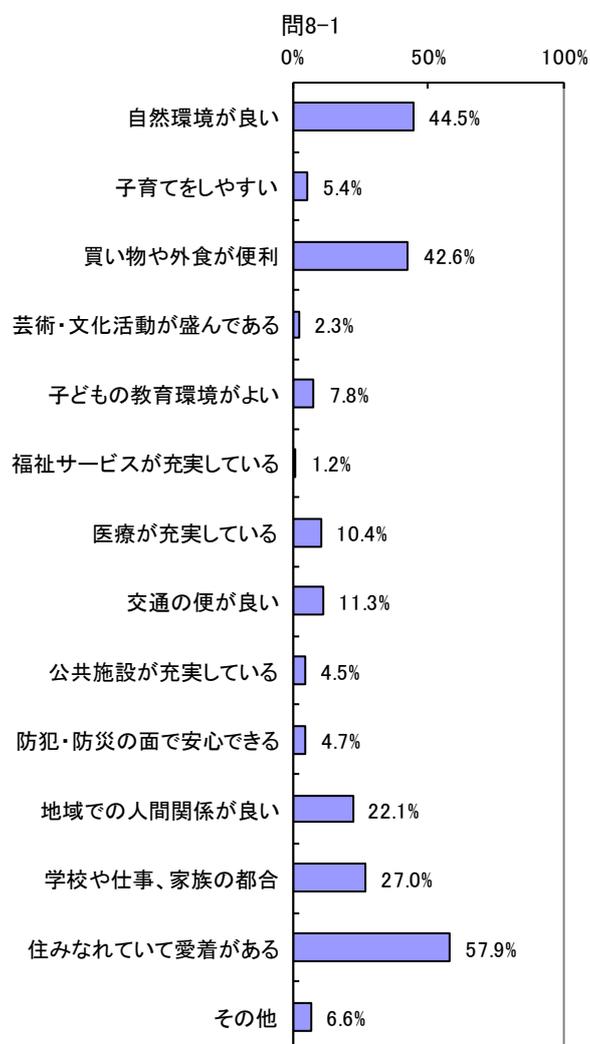
### 問8 今後の居留意向について

今後も暮らしたいは81.8%、暮らしたいと思わないは18.2%となっている。



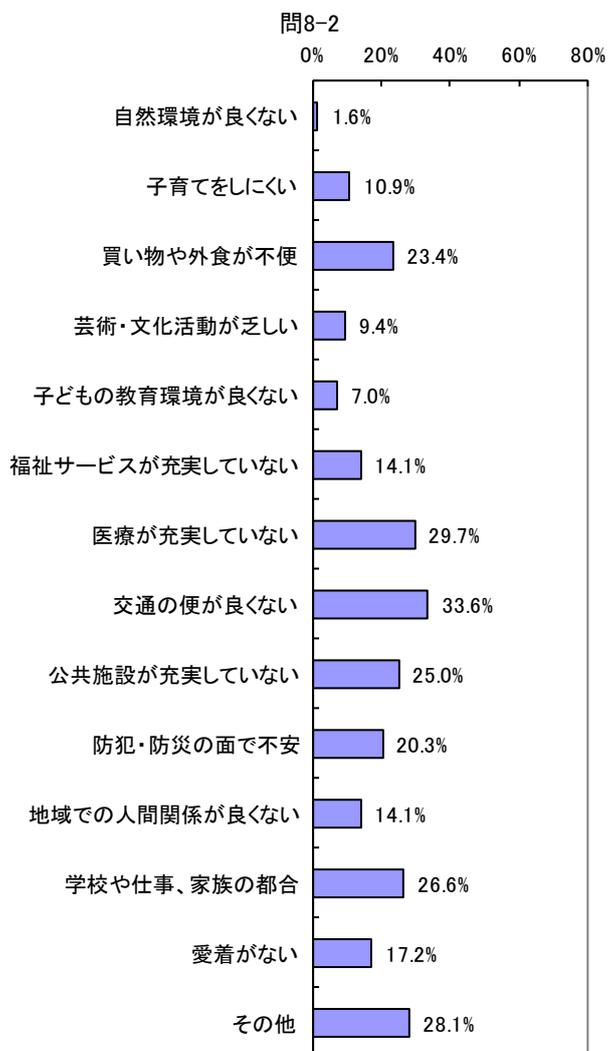
### 問8-1 今後も暮らしたい理由について

問8において、今後も暮らしたいを選択した回答者のうち、理由としては、「住みなれていて愛着がある」(57.9%)の割合が最も高く、次いで「自然環境が良い」(44.5%)、「買い物や外食が便利」(42.6%)となっている。



## 問8-2 暮らしたいと思わない理由について

問8において、暮らしたいと思わないを選択した回答者のうち、「交通の便が良くない」(33.6%)の割合が最も高く、次いで「医療が充実していない」(29.7%)、「学校や仕事、家族の都合」(26.6%)、「公共施設が充実していない」(25.0%)、「買い物や外食が不便」(23.4%)と続いている。



## 「高鍋町のまちづくりに対する評価」について

### 問9 各分野における現状の満足度

満足度について、「満足している」に+3点、「どちらかといえば満足」に+1点、「どちらかといえば不満」に-1点、「不満である」に-3点とし、合計を「わからない」「無回答」を除いた回答数で割り、満足度の平均値を算出している。平均値が0を上回れば満足度を示し、0を下回れば不満度を示す。

なお、この場合の「+と-」については、分析の便宜上、付けている符号であり、良い悪いの判断を示すものではない。

おおむね前回調査（平成20年）よりも満足度は改善傾向にあるものの、各項目において「雇用の場・雇用機会の創出への支援」の満足度が最も低く、「産業の振興」の分野は他の分野よりも満足度が低い。他には、「障がい者や高齢者などの歩行者に配慮した道路の整備」「台風や風水害・地震などの災害に強い基盤整備」「町民の意向を反映した町政運営」の満足度は低くなっている。

一方、満足度が高いものとしては、「高鍋町固有の自然環境・景観の保全」「おいしい水道水の供給」「ごみの減量化やリサイクルに対する取り組み」となっている。

#### ・社会基盤の整備

社会基盤の整備



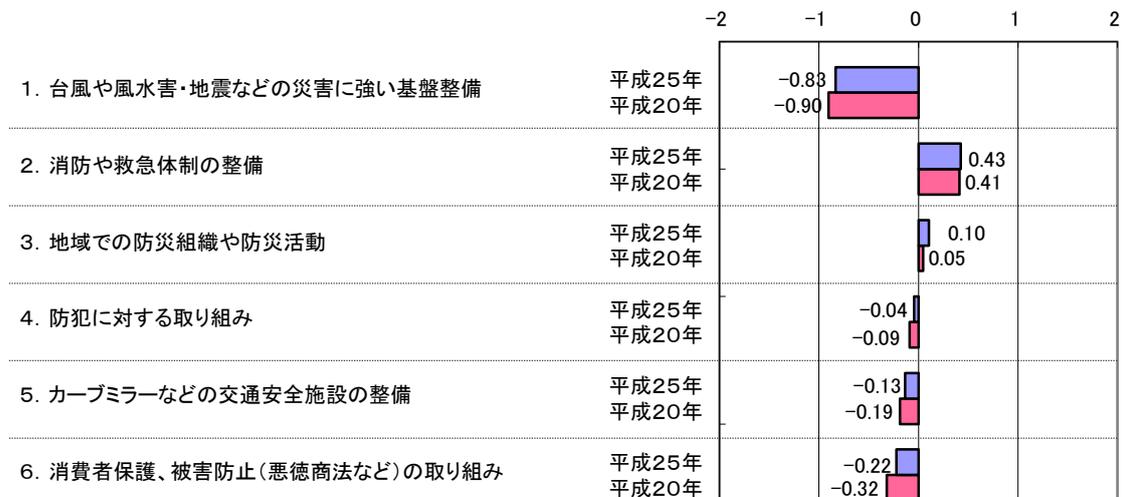
#### ・自然環境の保全

自然環境の保全



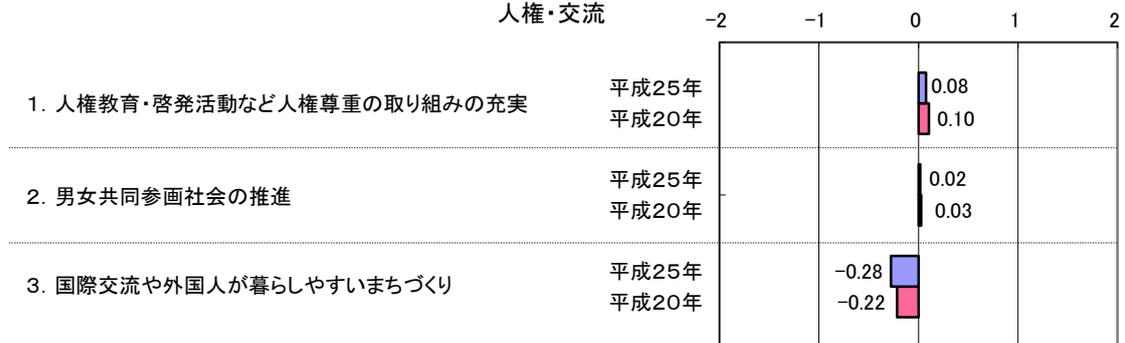
・安全・安心の確保

安全・安心の確保



・人権・交流

人権・交流



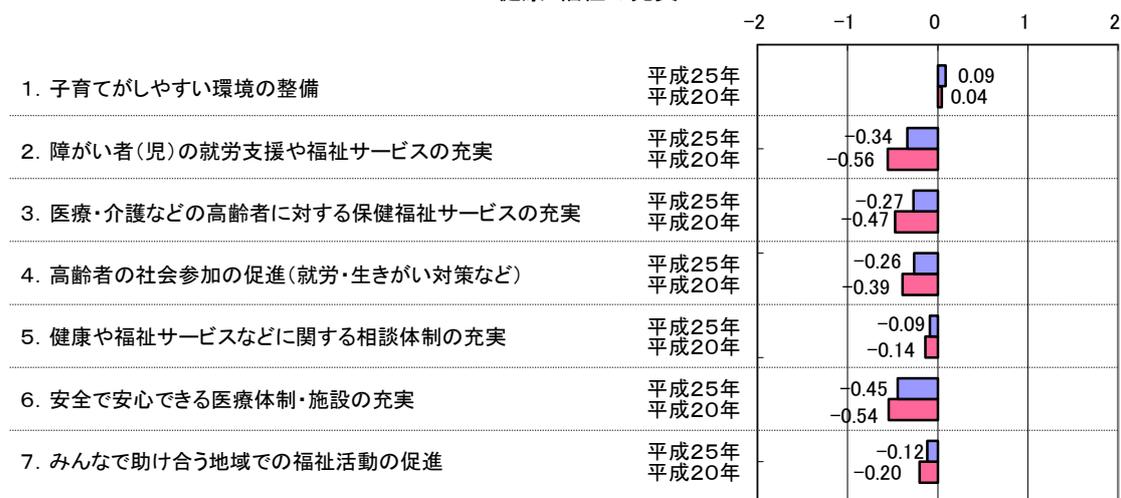
・教育・文化・スポーツの振興

教育・文化・スポーツの振興



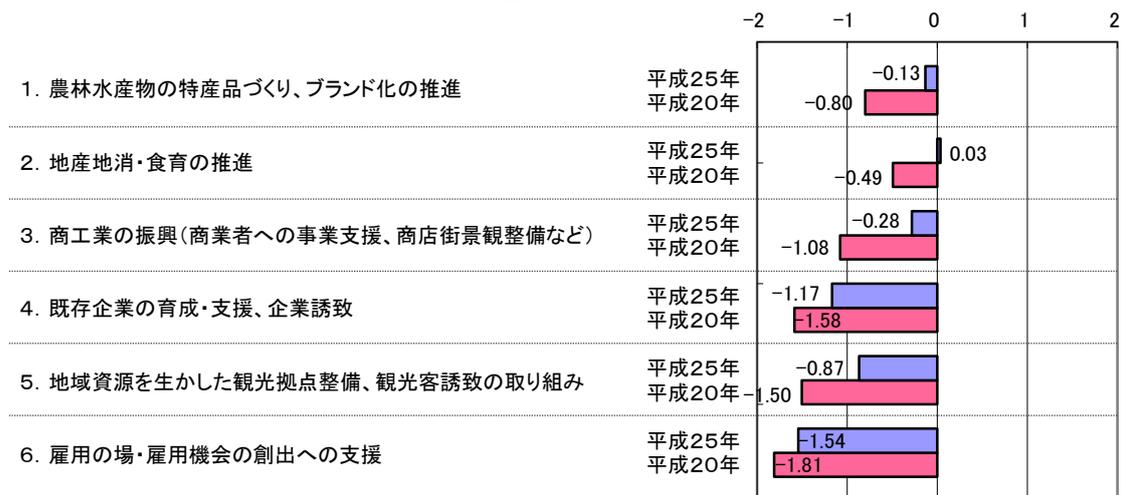
・健康・福祉の充実

健康・福祉の充実



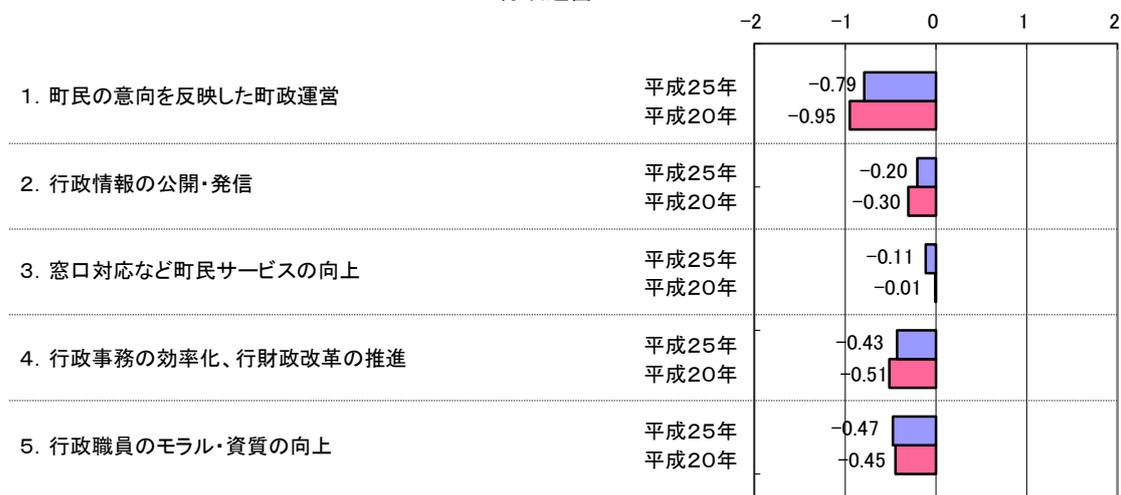
・産業の振興

産業の振興



・行政運営

行政運営



## 今後の町民参加（協働のまちづくり）について

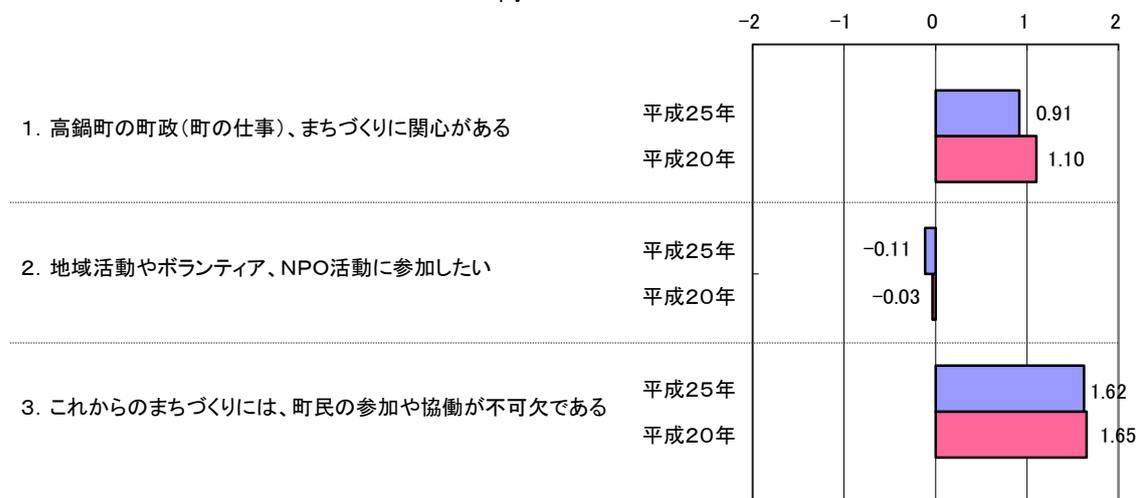
### 問10 高鍋町のまちづくりや町民参画について

町民参画の意向について、「そう思う」に+3点、「ややそう思う」に+1点、「あまり思わない」に-1点、「そう思わない」に-3点とし、合計を「無回答」を除いた回答数で割り、平均値を算出している。平均値が0を上回れば町民参画の積極性が高いことを示し、0を下回ればそうでないことを示している。

なお、この場合の「+と-」については、分析の便宜上、付けている符号であり、良い悪いの判断を示すものではない。

「これからのまちづくりには、町民の参加や協働が不可欠である」の値が1.62ポイントと最も高く、町民の意識の高さがうかがえる。また、「高鍋町の町政（町の仕事）、まちづくりに関心がある」の値も高い水準であるものの、「地域活動やボランティア、NPO活動に参加したい」では、町民の積極性は低くなっている。

問10

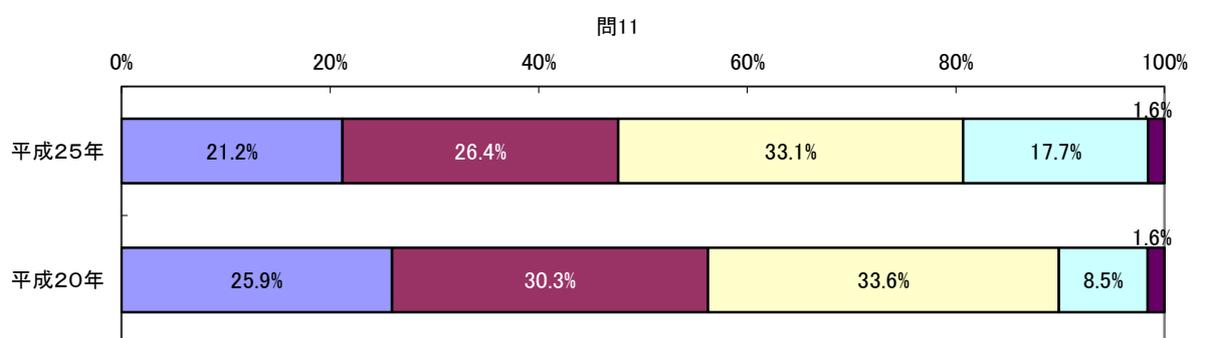


## 問 1 1 今後、強化すべき町政運営に係る情報提供の取組

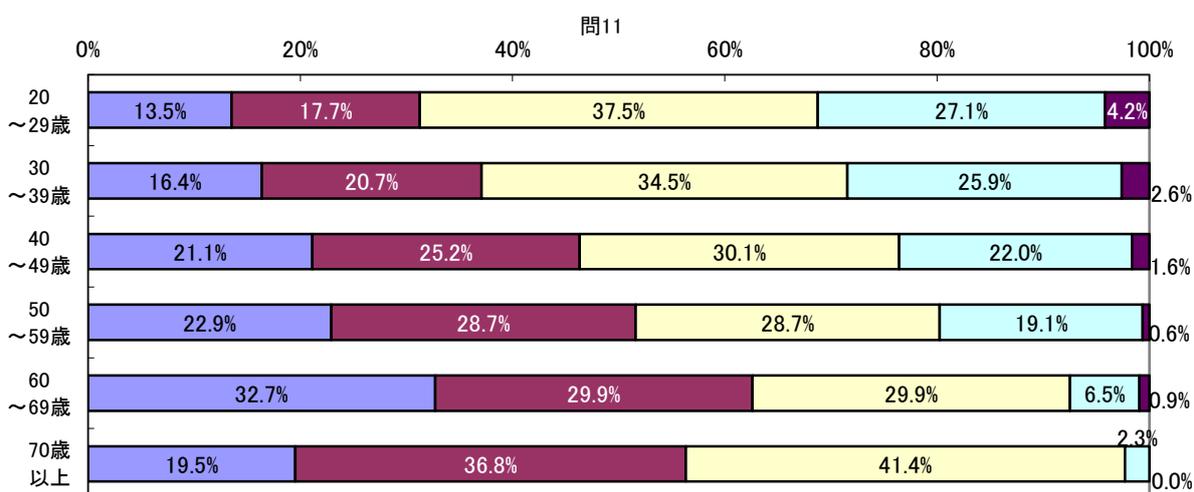
「町の広報誌、回覧板など、地域のつながりを通じた情報提供の機会の充実」(33.1%)の割合が最も高く、次いで「懇話会など、町民と行政が気軽に対話できる機会の充実」(26.4%)、「住民説明会など、行政から町民に対する直接的な情報提供の場の充実」(21.2%)となっている。

また、「町のホームページなど、主に個人を対象とした情報提供の機会の充実」の割合が前回調査よりも高くなっている。

年齢別では、年代が高くなるにつれて「住民説明会など、行政から町民に対する直接的な情報提供の場の充実」の割合が高く、若い年代では「町のホームページなど、主に個人を対象とした情報提供の機会の充実」の割合が高い。



- 住民説明会など、行政から町民に対する直接的な情報提供の場の充実
- 懇話会など、町民と行政が気軽に対話できる機会の充実
- 町の広報誌、回覧板など、地域のつながりを通じた情報提供の機会の充実
- 町のホームページなど、主に個人を対象とした情報提供の機会の充実
- その他

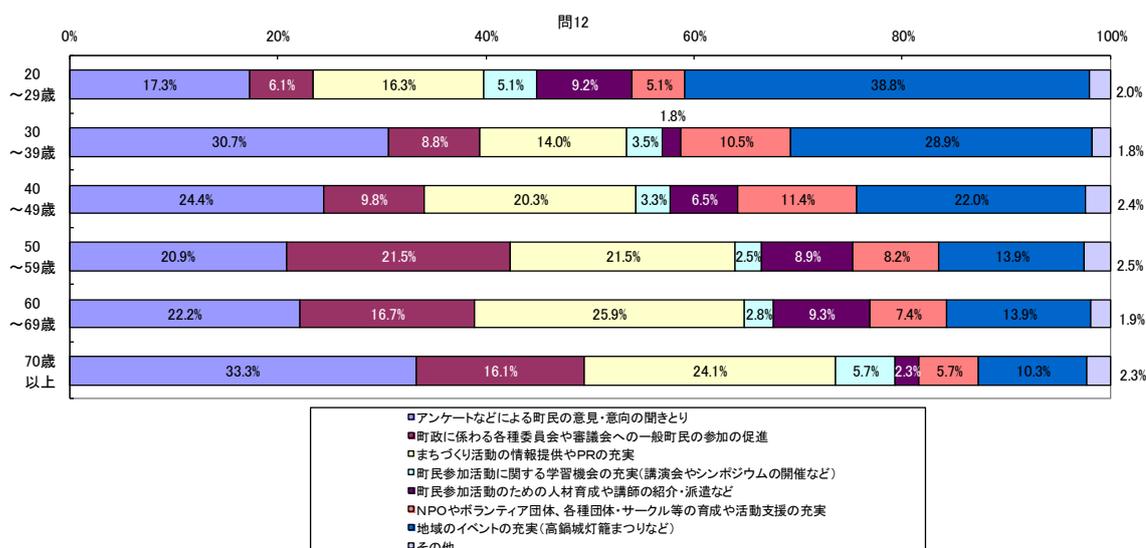
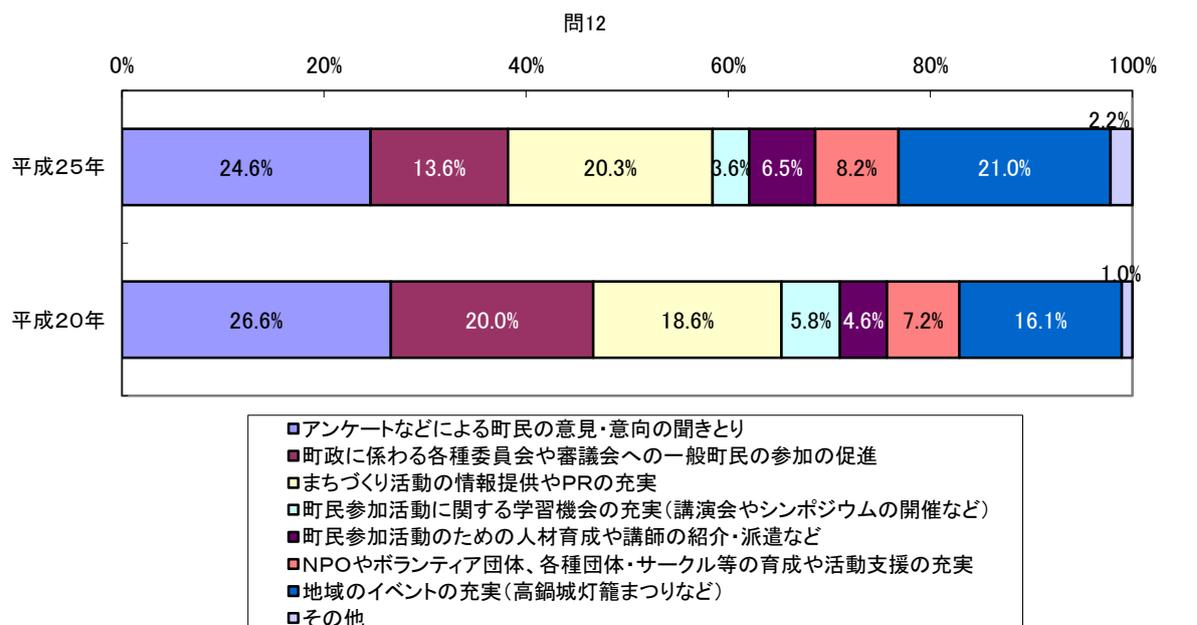


- 住民説明会など、行政から町民に対する直接的な情報提供の場の充実
- 懇話会など、町民と行政が気軽に対話できる機会の充実
- 町の広報誌、回覧板など、地域のつながりを通じた情報提供の機会の充実
- 町のホームページなど、主に個人を対象とした情報提供の機会の充実
- その他

## 問12 今後、町民のまちづくりへの参画を図るうえで強化すべき取組

「アンケートなどによる町民の意見・意向の聞きとり」(24.6%)、次いで「地域のイベントの充実(高鍋城灯籠まつりなど)」(21.0%)、「まちづくり活動の情報提供やPRの充実」(20.3%)となっている。「地域のイベントの充実(高鍋城灯籠まつりなど)」の割合は前回調査よりも高くなっている。

また、「地域のイベントの充実(高鍋城灯籠まつりなど)」は若い年代での割合が高い。



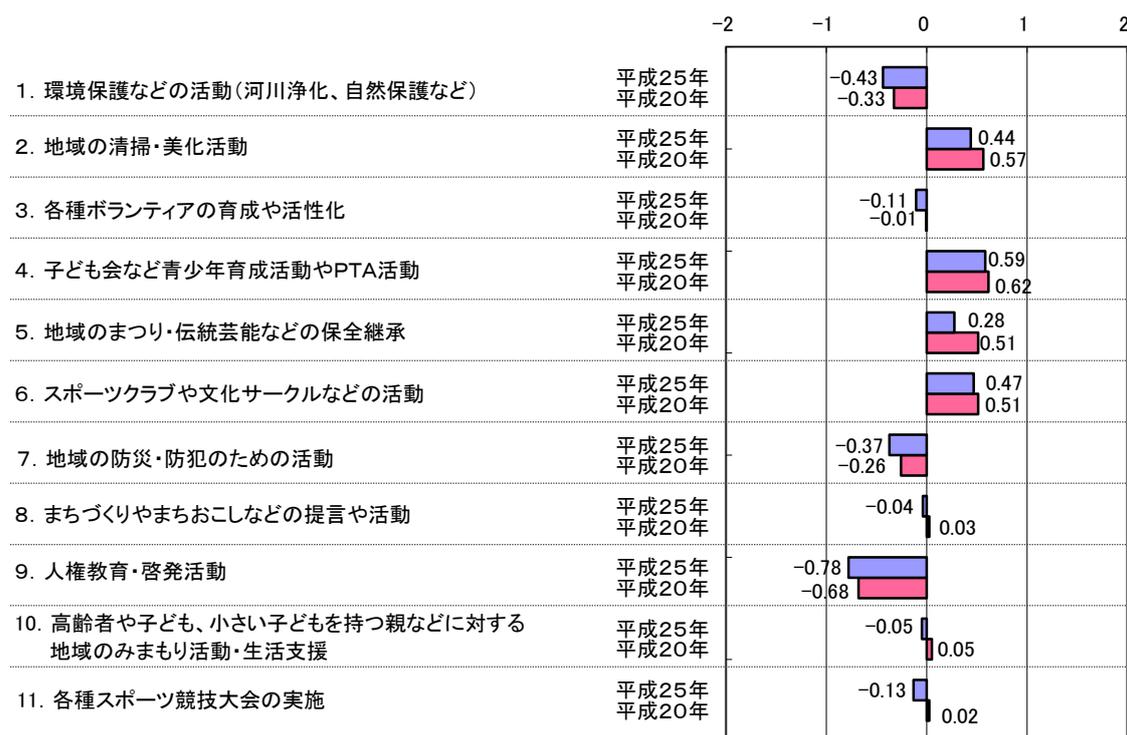
### 問13 各分野における今後の町民と行政の協働のあり方

町民参画の意向について、「町民主導」に+2点、「町民主導だが、行政の一部支援による協働」に+1点、「町民と行政が同等の関与協働」に0点、「行政主導だが、町民の一部参加による協働」に-1点、「行政主導」に-2点とし、合計を「無回答」を除いた回答数で割り、平均値を算出している。平均値が0を上回れば町民主導型であることを示し、0を下回れば行政主導型であることを示している。また、0に近づれば、町民と行政が同等の関与協働するべきであることを示している。

なお、この場合の「+と-」については、分析の便宜上、付けている符号であり、良い悪いの判断を示すものではない。

協働の傾向には前回と大きな違いはみられず、「地域の清掃・美化活動」「子ども会など青少年育成活動やPTA活動」「地域のまつり・伝統芸能などの保全継承」「スポーツクラブや文化サークルなどの活動」は町民主導型、「環境保護などの活動（河川浄化、自然保護など）」「地域の防災・防犯のための活動」「人権教育・啓発活動」は行政主導型となっている。

問13

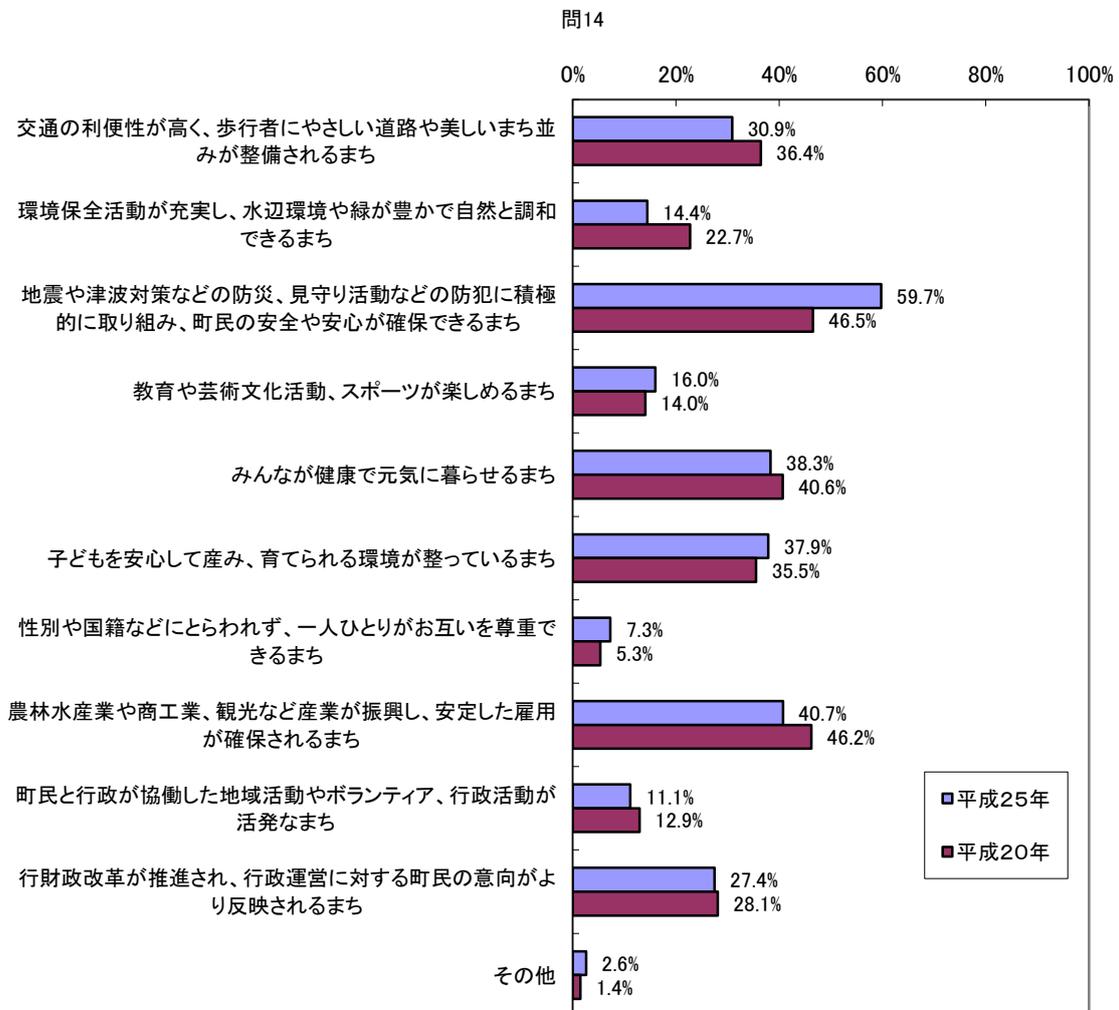


## 高鍋町の将来像について

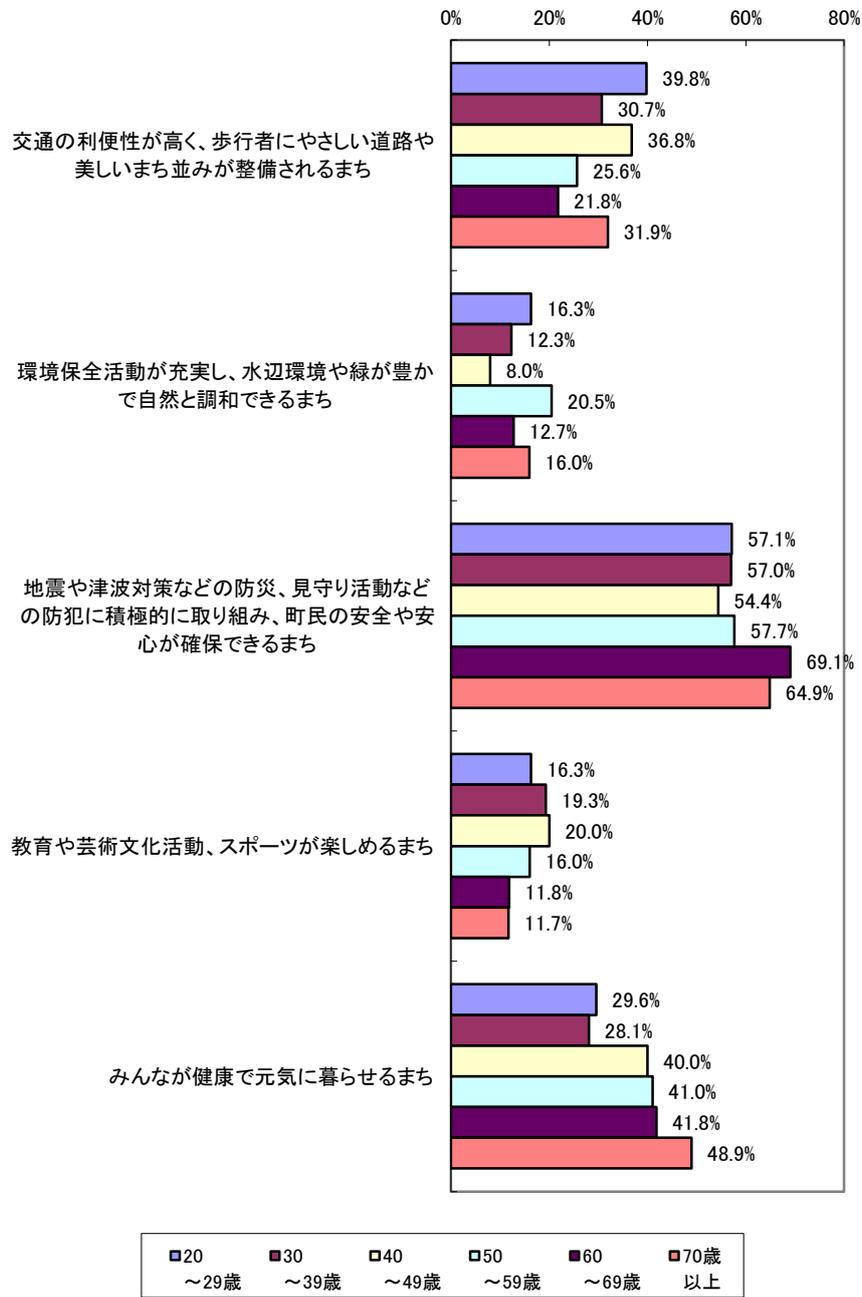
### 問14 高鍋町の将来のすがたについて

「地震や津波対策などの防災、見守り活動などの防犯に積極的に取り組み、町民の安全や安心が確保できるまち」（59.7%）の割合が最も高く、前回調査よりも1割程度高くなっている。次いで「農林水産業や商工業、観光など産業が振興し、安定した雇用が確保されるまち」（40.7%）、「みんなが健康で元気に暮らせるまち」（38.3%）、「子どもを安心して産み、育てられる環境が整っているまち」（37.9%）と続いている。

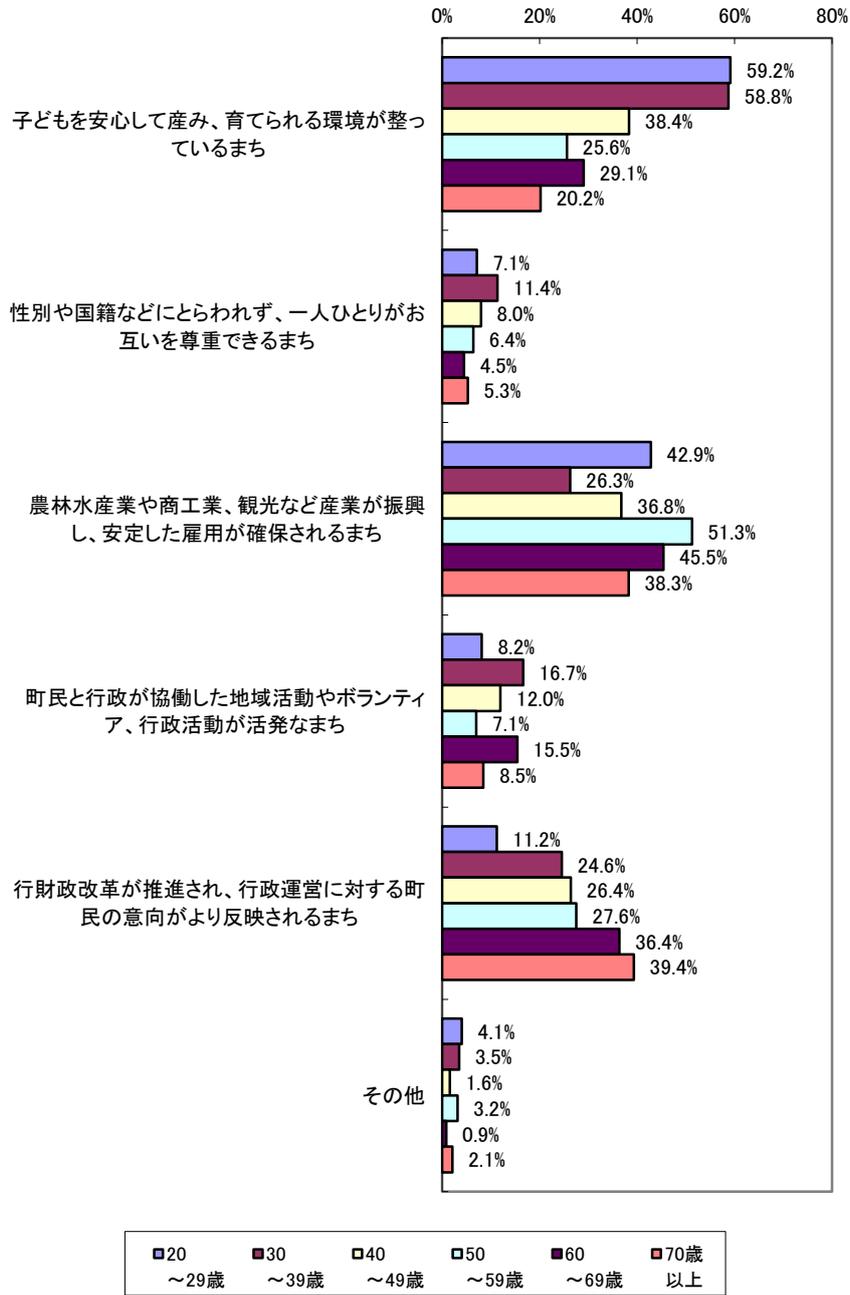
年齢別では、すべての年代で「地震や津波対策などの防災、見守り活動などの防犯に積極的に取り組み、町民の安全や安心が確保できるまち」の割合が高くなっており、「子どもを安心して産み、育てられる環境が整っているまち」では若い年代で高く、「行財政改革が推進され、行政運営に対する町民の意向がより反映されるまち」は、年代が高いほど割合が高い。



問14-(1)



問14-(2)

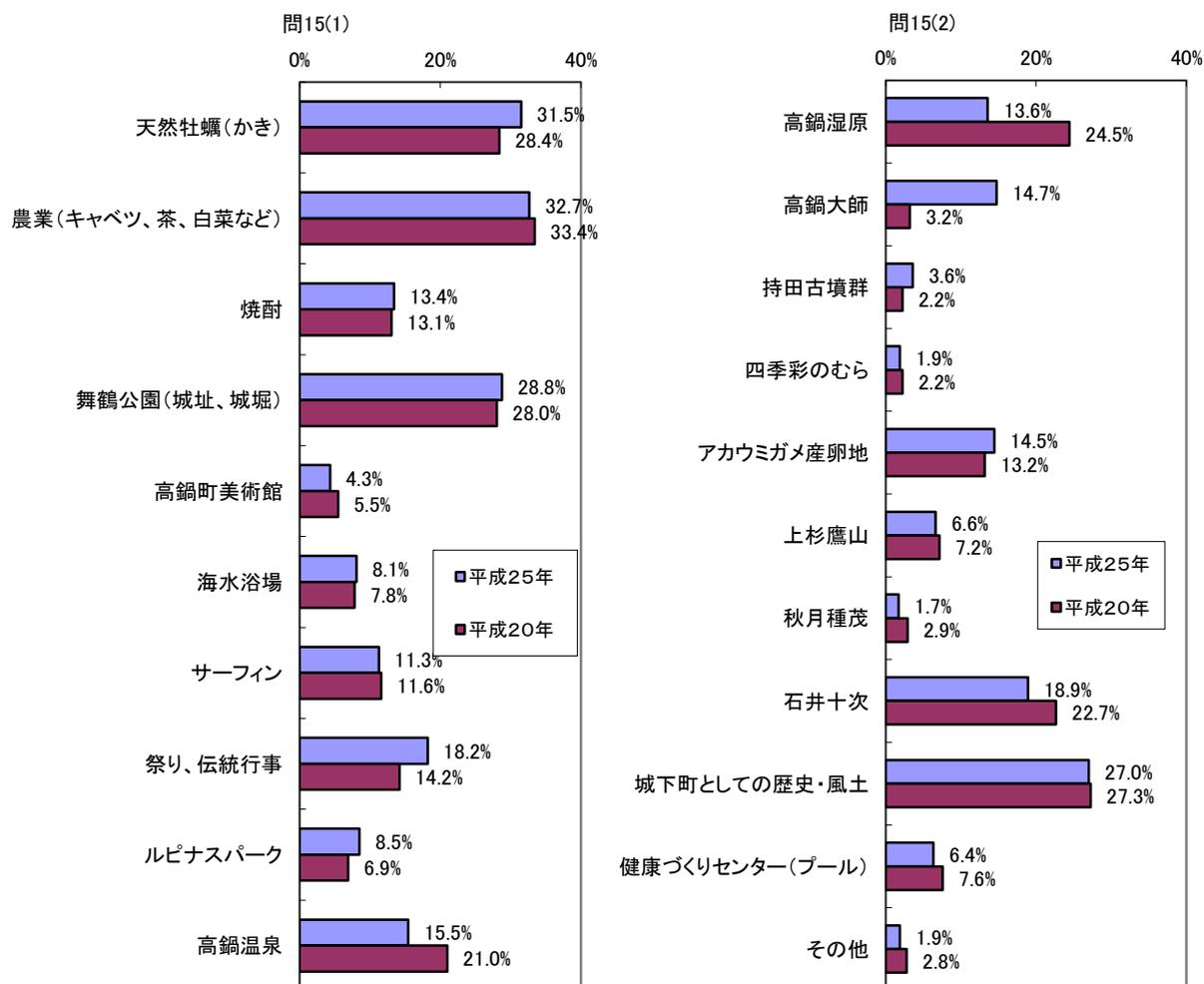


### 問15 高鍋町の魅力や誇り、今後生かしていくべき地域資源などについて

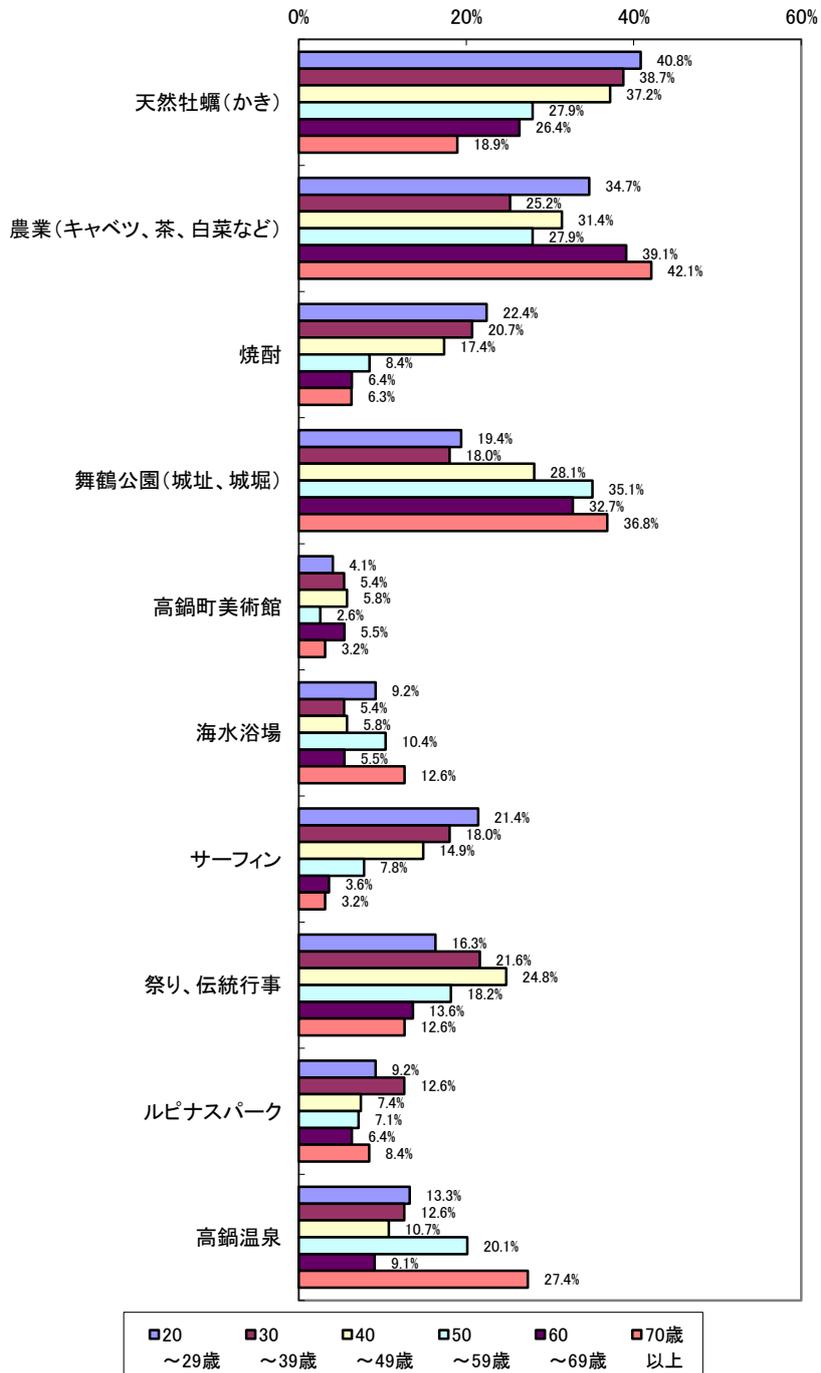
「農業（キャベツ、茶、白菜など）」（32.7%）最も高く、次いで「天然牡蠣（かき）」（31.5%）、「舞鶴公園（城址、城堀）」（28.8%）、「城下町としての歴史・風土」（27.0%）となっている。

また、「高鍋大師」は前回調査よりも1割程度割合が高くなっている。

年齢別では、「天然牡蠣（かき）」は若い年代で割合が高く、「舞鶴公園（城址、城堀）」「城下町としての歴史・風土」は年代が高くなると割合が高くなっている。



問15-(1)



問15-(2)

